日本書紀傳　十四巻

和書
一〇五三二號

内閣文庫
番號 和 10522
冊數 156 (90)
函號 特 85 1

第一

日本書紀傳二十四之巻

神代上第二十二　寶劔出現章　穂積重胤　謹撰

一書曰素戔嗚尊自天而降到於出雲簸之川上則見稻田宮主簀狹之八箇耳女子號稻田媛乃於奇御戸爲起

内一二六八五號

而生兒號清之湯山主三名狹漏彦八嶋篠一云清之繋名坂輕彦八嶋手命又云清之湯山主三名狹漏彦八嶋野此神五世孫即大國主神

篠小竹也此云斯奴

此ハ素戔嗚尊奇稲田姫命相與ニ遘合して御児大己貴命を令生給へる事の異説なり偖此一書金澤本ニハ二條ニ分ちて一云を一書云で書きて別行ニ立たり意味ニ差ふ所有ニ非るを以て諸本共ニ一ニ聯けたる者とおもはる所見たりけれ然れども金澤の方其宜しきを得たる故ニ諸本の多きニ從ひて二條ニハ分たざるながら其訓ハ一書云と云方を用ひたり偖此ニ清之湯山主三名狹漏彦八島篠神の御名を書して終ニ此神五世孫即大国主神て有を第二ノ一書ニハ是後以稲

田媛遷置於出雲国簸川上而長養焉然後素戔嗚尊以
為妃而所生児之六世孫是曰大己貴命と有て此(其)所生
児と云は此なる八島篠神の御事なるにて其より六
世孫と云ふ時は此に五世孫と有ふ齟齬(クヒチガ)ひたり古事
記を閲るに故其櫛名田比賣以久美度迩為起而所生
神名謂八島士奴美神(中略)兄八島士奴美神娶大山津見
神之女名木花知流比賣生子布波能母遅久奴須奴神
此神娶淤迦美神之女名日河比賣生子深淵之水夜禮
花神此神娶天之都度閇知泥神生子淤美豆奴神此神
娶布怒豆怒神之女名布帝耳神生子天之冬衣神此神

娶刺国大神之女名刺国若比賣生子大国主神(下略)と有
て一世八島士奴美神なり二世布波能母遅久奴須奴
神なり三世深淵之水夜禮花神なり四世淤美豆奴神
なり五世天之冬衣神なり六世大国主神なり然るに
第四ノ一書に神翁の御事など乃遣五世孫天之葺根神上
奉於天など所見たれハ古の世数に甚能く符合(アヒカナ)ひ且又
姓氏録大和国神別地祇に大神朝臣素戔嗚(素戔嗚尊ヨリ起して八島篠)佐能雄命六世孫
大国主命之後也(下略)と有にも合る者なり然るをと此に
八島篠神より数へて五世孫と有も其(八島篠神の)神より一世と為
るこ其児神より世数など立るとの差有なのミなりけ

一熟見るに此一書も上に云るが如く本ハ二條に別れて有しが乃ち於奇御戸為起而生兒清之湯山主三名狹漏彦ト云迄ハ一段にて次の一云ハ別に一に續け見る故に正書トハ違へるか如ク見エれども下なる一云を別に分ツ時ハ

なる事申すも更なり古語拾遺ハ古史二典より後に成る物なれるが其正しく有ける事と見えて後素戔嗚命娶国神女生大己貴神と慥に記せり且

れバ其帰る處なむ相異なりける斯れバ大国主
神をしも素戔嗚尊の六世孫と云も古昔より有来る
一傳にてハ有けり　平田翁の古史徴にハ其六世孫と云に疑有が為に己が心と其を取
捨して素戔嗚尊の御子八島士奴美神其子天之冬衣
神其子刺国大神其子大国主神を次序て四世孫と定
たれども其據る所慥ならざれバ然有れども正書
信用き難き推量説と云者なりけり　其ハ神祇譜天圖把に国作
の趣にハ素戔嗚尊と奇稲田姫命と乃相與遘合而生兒
大己貴神と有て直に其御子と見へ出雲風土記など
にも其六世なる中より僅に八束水臣津野命の御名
のミ出て他に思合す可き神ハ一柱も傳ハれる事蹟
無く此にも五世孫天之葺根神の御名一所出たるの

なべく又傳二十三三百二十六丁以下に云るが如く氷川祇園を始として諸社に祀奉れるも素戔嗚尊奇稲田姫命大己貴命御親子三柱に渡らせ給へるなど合せ

ミなるが右の二神共に皆論有て強て其六世の世数
に計ふる事ハ甚理無く其上神名式にも出雲国意宇
郡熊野坐神社名神大 出雲郡杵築大社名神大の二所のミ
殊に名神大社なるが一ハ素戔嗚尊にて御在し坐し
一ハ大己貴命にて渡らせ給ひ神賀詞にも伊射那伎
乃日真名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命国作坐志
大穴持命二柱神乎始天百八十六社坐皇神等乎と有
て右の二社を除てハ他ハ皆枝神の如き状なるにも
心を著て考れバ素戔嗚尊と大己貴命と其中間に五
世の神有て云なむ事疑ハ可き事件なりけるに故地神

本記に就て對考るに素戔嗚尊（中略）相與遘合為レ妃所
生之兒大己貴神矣亦名八島士奴美神亦名大国主神
亦名清之湯山主三名狹漏彦八島篠亦名清之繫名坂
輕彦八島手命亦名清之湯山主三名狹漏彦八島野素
戔嗚尊勅曰吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也故賜号於二
二神曰稲田宮主神と有て大己貴神の御事を素戔嗚
尊奇稲田姫命との二柱御妹妋の御間に生奉らせ給
へる傳なるが此正書本文の状に符合ひて甚く正し
き古説となむ所見たりける　但右の傳ハ此の正書と
此第一ノ一書とを取合せて文を成せるが如くなるが故に先達も皆諾なハれ
ざる事なり然れども當昔然る傳の有けるに據て古

の二を併せ記せりと云むも強事に非ず　然る時ハ古事記の八島士奴美
神と此の大己貴神とハ正しく同神に渡らせ給ふ事
申すも更なり此より次に其疑を訂正し見るに其二
世に當る布波能母遲久奴須奴神と有ハ淤冨那母遲
久奴須奴神と申すを誤れるにて大己貴国為主神と
聞ゆれバ此大神の天下を經營らせ給へる行事に依
れる御名の混れて世數に入たる可き事下三十二丁に云る
むが如く次に其三世に當る深淵之水夜礼花神と云
ハ其御祖を日河比賣と云る即簸川を主領く神なり
けれバ俗より此に来れるなる可ければ此も除去る

可き事下十丁に述るが如し次に其四世に當る淤美
豆奴神ト申すハ出雲風土記に所見たる八束水臣津
野命の御事にて渡らせ給へる由已に記傳九五十七丁に
註されたる上に予文㙛に素戔嗚大神の亦名なる由
きを見定めて傳九丁九十三丁十五百十十一丁十五二百九廿二百七十三
丁廿三二百九十六丁百十丁に委しく注せれバ今云限に非
ず次に其五世に當る天之冬衣神ハ此に謂ゆる天之
葺根神の御事なるにて其を神名秘抄の一本に五十
猛命の亦名なる状に記せる其正説なる由傳二十六
十丁に辨ふ可けれバ就て見べきなり此を以て此正

書及地神本紀の傳をと正説と立て此に五世孫と書し
第四ノ一書又古事記姓氏録等に六世孫と記せるをも
採らず古事記には上件に抄せるが如く其詳なる世
數を列ねられたる贄掄弁して此を變る事なるが故
に古史徴に四世と為るなどの私言ハ齒牙に掛るに
も足ずとて固く執ざる所以是に在る者なり但此
始に此一篇の大綱を云のミ委しき趣に至りてハ先此
巻中に亘る事なり此説の盡ざるを以て詳ふる事
力れ○自天而降到於出雲簸之川上則云二ハ已に傳廿
三十七丁に註せりき偖此に右の文より兼て直に則見
稲田宮主簀狭之八箇耳女子號稲田媛と有ハ甚く事ト

略たる傳にて有けり右の如くにては八岐大蛇を退治させ給へる御事も草薙劔を獲て天神に奉らせ給へる御政も須賀宮を造らし御在し坐ける御業も何も見る所無くなむ有けれは餘りに事略たる文なりとは云なり然れバ此は大神の奇御戸に起して御子生させ給へる御事を立て主と傳ふる所なる故に省かれたる者とぞ見る可かりける正書に合せて其委ねたる趣を曉る可くなむ○稲田宮主簀狭之八箇耳は正書に遂到出雲之清地焉乃言曰吾心清々之於彼處建宮乃相與遘合而生兒大己貴神因勅之曰吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也故賜號於二神曰稲田宮主神と有が如く此は右の二神に亘る稱なり古事記にも茲大神初作須賀宮之時（中略）於是喚其足名椎神告言汝者任我宮之首且負名號稲田宮主須賀之八耳神と有る其には殊に足名椎神を擢出て名號を賜へる趣なるは傳の異なるなり又此第二の一書には彼處有神名曰脚摩手摩其妻名曰稲田宮主簀狭之八箇耳と有て脚摩手摩を以て老翁一神の名とし稲田宮主云々の稱を以て其妻神の事と為るは本より傳の混雑たるなり唯此一書のみ正しきにある如ずなむ有ける惜此

に宮を建させ給ふ事

稲田宮主と云ふ稲田宮は正書に上に出雲之清地にて
云て中に吾兒宮と書し下に稲田宮主神と云号を賜
へると此に其稲田媛を以て奇御戸に起して令生給
へる御子の名を清之湯山主三名狭漏彦八島篠命と稱奉
れるとを相照して清之須賀宮主なる事知らるゝなり其
由已に傳廿三十百丁に註りき 然るを記傳九巻に稲田は須賀地の舊名な
る可し故稲田宮とも云けむと云れたれども稲元来
清宮はしも此大神の奇稲田姫命と遣合し給はむ料
に建給へるなれば其后神の御名を負せて稱ふ所な
り然れば須賀は宮造し給ふ地にて稲田は其地に作
れる宮号なるを共に用ひて須賀宮とも稲田宮とも
云る事とぞ思はるゝ其一なる事は古に引る古事記の
文にも上に初作須賀宮と云て下に稲田宮主と云こと
云ふ神号を照し見る時は著明き事にて有る者をや

簀狭は古事記には須賀と有て此は神号なり彼は宮
号なり彼記に汝者任我宮之首且號名号稲田宮主須
賀之八耳神と有は其稲田宮はしも大神の宮なるを
以て此宮主に任され奉る事なる故に宮号の須賀を
用ひさせ給へるなり此に簀狭と有も然り其須賀宮
はしも本より大神の宮なるを御児大已貴神に賜ひ
て其御後見仕奉る由を以て二神を稲田宮主神と稱
へさせ給へるが八箇耳は次に云如く奏者の如き謂
なるにて専大神に抱はる事にし有ければ此を以て
御名の素戔を取れるのこころ有けれ宮号より云も

神名より續くるも事ハ一ふ〻して互ふ相乖りざる者
ふり此大神の御名より物ふ續くる例和名抄郷名ふ
出雲国飯石郡須佐郷伊国在田郡須佐地名ふハ出雲
風土記ふ大須佐田小須佐田の称有も大神の宮敷坐
す御里と云ひ大神の耕作らせ給ふ御田と申ふ異ふ
らず此を以て簀狹之八箇耳と云も大神の御名を承
たる事決きを曉りてよ　但簀字を簀ふ作る本有ハ誤
ふり偕此簀狹を地名と心得
たるうら神名式ふ謂ゆる出雲国飯石郡須佐神社の
事とし〻如何ふる好事の者うヽ云出たりけむ其社說
ふ彼須賀宮を此社として其近傍ふ清の湯山と云
名を設け八嶋篠神の誕生地と云處をさへふ（賊物）て
構出て大原郡ふる地名を取て非ぬ神迹を偽作れる
妄說有り此ハ予此安政五年五月ふ親しく詣奉りて

俊智ニ須ニ狹須
音通八箇耳

土俗ふ聞く所を以て然る妄說を沽る物者有を悲る
抑此須佐の地ハ〻も風土記ふ神須佐能袁命詔此国
者雖小国國處在故我御名者非著木石詔而即已命之
御魂鎮置給之處然即大須佐田小須佐田定給故云須
佐と有て別ふる時ふ此地ふ御霊を留給ふのミこそ
有けれ奇稲田姫命と御合坐し稲田宮とハ甚く事遠
へる者ふ
るをや
八箇耳ハ口訣ふ聞八方之称後代聖德太子
日八耳尊と云ひ篆號ふ猶聖德太子名曰豊聰八耳言
聰利也と說せ給へる其狹々須の音通の說ハ今用ふ
可からずと雖も八耳の說ハ由有て聞ゆ然るふ用明
天皇御紀ふ厩戸皇子の更名を耳聰聖德或名豊聰耳
法大王と有ふ憑きて推古天皇元年御紀ふ生而能言
有聖智及壯一聞十人訴以勿失能辨と有り又此事を

聖德法王帝説に王命幼少聰敏有智至長大之時一時聞八人之言而辨其理又聞一知八故號曰廐戸豐聰八耳命と見え太子傳暦にも古の事を書して大臣群臣以下敢獻御名稱廐戸豐聰八耳皇子と有を徴に取て考るに此ある八箇耳も其如くにて素戔嗚大神の稲田宮に侍ひて御前の政を聽くに甚聰敏かりけれハ此称号を称へて御兒大己貴神にも傳づかせ奉りて即其宮主たらしめ給へる者なりけらし又此二神の事を古事記に大山津見神之子と有り此四神出生章第八ノ一書の正勝山祇神を彼記にハ正鹿山津見神と

作きて其下に天迦久神と云名などの見えたるに合せて奇しき事ハ朝野群載に収たる中臣祭文に祓戸乃八百萬乃御神達ハ佐乎鹿乃八御耳乎振立天聞食止申も有なるに四時祭式大祓條に百官會集朱雀門と見えたるを云事根源七瀬御祓の其一に耳敏川の名出たるを拾芥抄に朱雀門前一條南と有れバ其大祓を被行る處にて耳敏川と云も右の祭文に據て出来れる地名と聞ゆれバ其詞の古き事を暁る可し猶紫式部日記に陰陽師共世に在る限ハ召聚めて八百万の神達も耳振立ぬハ非ど」と云ひ平家物語に七社

の御神達佐乎鹿の八御耳を振立て聞給へと有など
鹿の耳敏きを体に取て云ることにも（其由来る謂れ有べしとむに）心を著て思ふ可き
者なりかし　但十人の許を聞て失ハず又ハ八人の白
す言を聞て其理を辨ふなと云如く事ゝ
しき事にハ非ず此ハ唯大神の御許に侘神より奏す
事を耳敏く曉りて其事を達す事の速なる由を以て
称たる者なる可し記傳にハ古の古説取られざりつ
れども正しく八箇耳と有ろうハ其例を求めて云よ
り外無き者になむ○稲田媛ハ正書にハ奇稲田姫と姫ノ字を被
用たるを此と第三ノ一書にハ媛ノ字を作れたり此姫ノ字
媛ノ字との用例彼尊ノ字と命ノ字との差別の如し此ハ素
戔嗚大神の太后に御在し坐て所造天下大神の御祖
神にて渡らせ給へれバ正書の如く姫ノ字にて有将欲

二見え此段に故其擶名田比賣以久美度迩起而と云又久之美止太二只互と有れども後の方ハ字に就て訓を設たりし者にて中古の作意なり

き御事なるにこそ○見ハ美曾那波志氏と訓む事例
の如し然れども此にて其稲田姫命を見行ハすと有
てハ不意く見給へる趣に成て大に事違へり正書に
見えたるが如く脚摩乳手摩乳の許にて此女子を見
行ハし此女子の為に八岐大蛇を退治させ給ひ訖て
後に御ㇾ給へるなるを甚く事略たる事なりけり○
於二奇御戸一為レ起而ハ（此字天三輪三社注進次第大物主神の事にも忽化為美麗壮夫乃於二奇御戸一為レ起）古事記国生段に久美度通興而と
有に其訓等し（私記ニハ久美戸ニ於古之立タ）此正書にハ乃相與遘合（クミトニミトノマグハヒシテ）而と有り其奇
御戸の義ハ傳廿三二百六十四丁に註せり記傳四三十四丁に允（此文を引て云）
て書紀ハ勤めて漢文に書る物なれども間にハ其格

に遠以て上古の物書格なる事も無に非ず其は古記
に在し随に書れたる者と所見たり今此為起の字の用
格も漢文の方に取ては甚物遠し是も古記に淤許志
の志に當て書るを其随と見えたり古書には為起と
書る類此記などにも多し奇御戸も借字にて古書の
書格なり偖交合の事を如此しも云る語の意は先凡
て事の始りを起りとも云ひ始むるを起すとも云ふ然れ
は此は御子を生給はむ事を久美度にして始め給ふ
謂なり男女交合するは子を生べき事の起りなれば
なり然る故に此言は必御子を生坐す事の端にのミ

云て唯に交合する事のミに云る例無し心を著て辨
ふ可し久美度に於(オキ)て其事を始て御子を生坐と云む
が如し以上取意と有にて甚能通えたり口訣に於奇御戸為起而者為妃也
と云るは麁き説と云べし唯に為妃にて事の足るな
らば其如く目易く書されて有べからむを古の如く
文を成せるには又其文の意異に無ては必得有べう
ならざる者なるをや唯通證に蓋奇御戸古昔夫婦相會
之處也と有が盡さ
ずと雖も謂れたる○生兒を古事記には所生神名謂
八島士奴美神と有り通證に和銅神記作八島篠美是
也と云り八島は謂ゆる大八洲国を云ふ士奴美は記
傳九五十丁に士は知奴は主美は称名にて耳の略なり
と云れたり故思ふに士奴の義實に然なるにて奴斯

△其を口訣に八島造之言と有が如く

の倒支なり其主と云は名為と云に同じく功を成せバ必名の號く可き物出来る其を成して其物に主宰たる謂なる事次に出たる亦名に八島手命と有る手ハ工を多久美と云ハ手組なり才伎を氐毘登と云ハ手人の義なるにて物を造る事なるをも思合す可し美ハ唯に身と云事にて此御名ハ八島知主身神と申奉る意にて有けり如此く此大八洲国を所知看すと云神ハ誰神ゝ御在し坐む大国主神にて渡らせ給ふ御事申すも更なりけらし記傳九五十一丁に此御名ハ後に大国主神国造りて天下を主領き坐る時に遠祖なる

△之繫名坂輕彦八島手命亦名清之

故に如此も称奉給ひしにや若然らずハ八島知主とハ云まじくこそ」と云れたるハ其記に據て六世孫と立る説にて理ハ然る事なれども此大八洲国を知る主と御在し坐に依てこそ御名にハ負坐りけれ假令大国主神の遠祖神に御在たりとも大八洲国を知も為給ハぬ神に後より然る称名を奉らせ給ふ御事の有べきならざれバ地神本紀に乃相與遘合為」妃所生之兒大己貴神兵亦名八島士奴美神亦名大国主神亦名清之湯山主三名狹漏彦八島篠亦名清(山)湯山主三名狹漏彦八島野と有る如くにて實に正實に合へ

る者なり上三丁にも云るが如く正書には此の傳を乃相與遘合而生兒大己貴神と有り古語拾遺にも素戔嗚神娶國神女生大己貴神と所見たるに此にも乃於奇御戸為起而生兒清之湯山主三名狹漏彥八島篠と云にて斷て一段なれバ右の傳共に合て其亦名なる事ハ判然(アキラカ)に知らるゝを次の一云ハ本ハ一書云と有て別行に立て(又別に一傳にて古事記なるど同じ趣なり)有けるを一聯の文と成せるから此八島篠神の五世孫と云事に混れたる者なりけらし斯けれバ金澤本に此一書を二段と為るなむ實に神の御息賜にて古等の混れを正す可き徵とも成る事になむ備古史徵にハ此八島士奴美神を八束水臣津野命に合せて一世と立たるなぞハ甚と麁漏なる私言

△後に信濃国諏訪祝家の系譜を見るに建速須佐之男命其子八島士奴美神又名大国主命又名大己貴命共に有も右の證に合る者なり

にて甚く浮たる說なりかし」○清之湯山主三名狹漏彥八島篠神ハ清ハ正書に素戔嗚大神の御事を記せるに遂到出雲之清地焉(清地此云素鵝)乃言曰吾心清清之(此今呼此地曰清)於彼處建宮と見え古事記にも故是以其速須佐之男命宮可造作之地求出雲國尓到坐須賀地而詔之吾来此地我御心須賀須賀斯而其地作宮坐故其地者於今云須賀也茲大神初作須賀宮之時自其地雲立騰(下略)と有る須宮の宮處にして謂ゆる稲田宮の地是なり正書の其文より續きて乃相與遘合而生兒大己貴神因勅之曰吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也故賜號於二神曰稲田

二百九十三丁

宮主神之有を以て稲田宮即須賀宮なる事を知べし
其ハ傳廿三百八十八丁に註るが如く此大神須賀宮を造
作らせ御在し坐て奇稲田姫命と遘合し給ひ御子大
己貴神を令生給ひて何れか他處に渡らせ給ふと為
て御母子二柱を其稲田宮主神に託させ給ひけれバ
其より後ハ稲田宮ハしも大己貴神の御父大神より
傳へて敷坐す宮なるが其宮中の政務ハ外祖父母二
神の奉り行ハれし故に稲田宮主神の称を賜ハると
雖も其宮にして君主と御在し坐ハ大己貴神にて渡
らせ給ふが故に清之湯山主と称奉れる御事となむ

○樋河上天淵記に素戔嗚尊定宮居於杵築須我里也素戔嗚尊為大社杵築大明神是也と云ひ又

所見たりける此地大原郡なる事風土記に慥なる證
有る事なるを通證に引る大社々家記
に素鵞社在大社與蛇山之間延喜式風土記所謂出雲
社者是而合祭素戔嗚尊稲田姫大己貴命三神按新古
今集所称素鵞里者即此地而日隅宮経営之後被杵築
郷名然亦未嘗移動素鵞社佐所と云るハ何事かや其
出雲神社ハ風土記に其出雲郡出雲郷見えたれバ其
地に祀れる社ならむを如何ハ素鵞社とハ定らる可
き式にも出雲神社同社韓国伊太氐神社と有て杵築
大社の部とハ別に出されたれバ叶ハず但風土記に
所以号出雲者八束水臣津野命詔八雲立詔之故云八
雲立出雲国也と有れハ同し素戔嗚大神にハ坐せど
も祭る所異なり今大社の後に素鵞社とて立せ給へ
るハ後に式の大原郡須我神社を移祭れるにてあま
りの事にハ非る可く又ハ式文に載れる大穴持神社
なるを其古名を亡ひて素鵞社とハ称るにても有べ
し〔又〕近頃ハ杵築大社をも素戔嗚大神に坐す由に誤
れゝバ大社にて今云所にハ古記に合ざる事共多在
り又上九丁にも云る如く飯石郡須佐神社にても其
社を素鵞宮とし其山を清之湯山なりと偽れる俗説

有に人皆熱ゥれ居る事なり湯山主は口訣に清之湯山主素鵞有湯
山誕生地と有は欲る事にて稲田宮の所在即此地なりけれバ此處に生坐て其主宰と御在し坐す謂なり
纂疏にも出雲清地有温泉故為名と云御説有り先其
清地の事より明らめてむ其は傳廿三二百二十七丁にも云
る事なりけるが記傳九四十一丁に須賀地は出雲風土記
を細に考るに先大原郡須我山は郡家東北一十九里
一百八十歩須我小川源出須賀(我)山と見えて又意宇郡
野代川源出郡家(西)正南一十八里須我山と有る此須我
山も即右の大原郡なるを云なり須我山は即(大)原意宇

二郡に亘りて其堺に在り又同郡御室山郡家東北一
十九里一百八十歩神須佐乃乎命御室令造給所宿故
云御室とも見ゆ此御室は須賀宮とは別に造給ひし
か又須我山も此山も共に郡家東北一十九里一百八
十歩と有れバ相近き處なれバ須賀宮の事を如此傳
へたるが又同郡須我社も見ゆ取(要)と有が如く須我山
と御室山とは共に古の清地なりつらむを大神の稲
田宮を其片方の山に作ましゝより後世(ノチ)御室山の名
と成りて傳はれるにこそ亦名に繋名坂と有も即其
宮處の名ならむかし借此清地には海潮郷にて有

けり風土記に大原郡海潮郷郡家正東一十六里卅三
歩古老傳云宇能治比古命恨御祖須我祢命而北方出
雲海潮押上漂御祖之神此海潮至故云得鹽神亀三年改字海潮
東北須我小川之湯淵村川中温泉（川中）不用号同川上毛間村川中温
泉出（不用号と見えたるハ此二の温泉共に不用号と有ハ湯山の内に属るが故なり此）有を以て地理を考るに此郷は斐伊郡家より
正東一十六里卅三歩と有り須我山御室山は共に東
北一十九里一百八十歩と有れバ凡三里百五十歩許
の差有れバ此處にては海潮郷の（正）東北に當るらむを
東北須我（に）小川の名有り湯淵村（毛間村）は其須我小川に属る
地なるを以て即須我山の湯山なる事を明らむるに

△下なる八島篠の言に應ふ
○上なる清之湯山主の言に對ふ

足れり此を以て須我山に古に清之湯山と云名の有
し事を知る可くなむ有ける又此由緒に因て大已貴
神はしも温泉神にて渡らせ給へる事の徴共有と雖
も此にては紛乱ひて叢雑しければ其は下二十丁に云
但記傳に引れたる右の野代（意宇郡）川源出郡家西南一
てむ十八里須我山と有れども西南を正南と作れ
たれども千家清主が訂正本に西南と有る方其正し
きを得たれバ今改て引り借同書に熊野神宮も須賀
宮も一に見えたるハ右の正南一十八里ハ意宇郡
家よりの路程なるを同郡熊野山郡家正南一十八里
所謂熊野大神之社坐と有と同じ正南なるが為に思
誤れる者にして説の悪しきにハ非ず西南を正南と
作る本の咎 三名挾漏彦の三名ハ借字にして皆（ミナ）なり△
とぞ云べき
挾漏（サモラフ）は侍なり（私記に左毛留と有て）若て其三名を神とらる古事記八十神

段に故此大国主神之兄弟八十神坐然皆国者避於大国主神中略故持其大刀弓追避其八十神之時毎坂御尾追伏毎河瀬追撥而始作国也と有が如く其帰順はざる諸神を追避て大国主神としも成給へれば天下に在と有ゆる諸神は皆がらに此大神に仕奉れるにて此第六の一書なる其御與言にも夫葦原中国本自荒芒至及磐石草木咸能強暴然吾已摧伏莫不和順遂因言今理此国唯吾一身而已其可與吾共理天下者蓋有之乎と有を以ても天下には唯此大神一柱のみ御在し坐が如くにて相並ぶ許の神は一神も非りける趣な

るは申も更なり天孫降臨章にも天神の御使に白給へる御言に故吾亦当避如吾防禦者国内諸神必当同禦今我奉避誰復敢有不順者と有る此を以て内(国)内の諸神は皆此神の朝廷に侍候て其御制を仰ぎ随従ひ奉れる御事を暁る可し此を以て三名は皆にて八島知主神に属奉る諸神の全(ミナ)を云ひ狭漏は侍にて清之湯山主と申して稲田宮の主宰と坐せば其御許に侍候ふ義なりとは云なり必其然なりと定めて云ふ所以は已にも引る正書に因勅之曰吾児宮首者即脚摩乳手摩乳也故賜号於二神曰稲田宮主神と有は天孫降臨

△遊仙屈に伺候(サブラフ)
伺奉也とも注せり
伺候也

章第二ノ一書なる天照太神の復勅ニ天児屋命太玉命一惟尓二神亦同侍ニ殿内一善為ニ防護一と詔給へると同じ意味なる所にし有を此二を合せて見るに吾児宮首と有る首ノ字ハ其首長(ヲサ)の義にして其部下(ムレ)の者の有の謂なり稲田宮主の主字ハ其主宰(ツカサ)の義にして従者(トモヒト)有の謂なれバ此大己貴大神の御外祖の神等すら然り況て其餘の国神ハ皆悉くに此清宮に侍らひ仕奉られし事更に論を待ずなむ有ける偖此侍ノ字の義ハ己に事の因有て傳十九五百十丁に云るが如く真守(サモル)にて彼善為ニ防護一の謂是なり△合せ讀て其然る事を暁りねかし

△人事の上の

口訣に此義を説て三名候也出雲人之廣語と云るハ如何三名ハ次に一云清之繫名坂軽彦八島手命又云清之湯山主三名狹漏彦八島野と有を合せて云とにや然れども古の二ハ少シの異有のミにして別に亦名と云べきにあれバ三名とハ計へたる事しきなり又候也侍候と云るも言ハ然る意なかりし名候と云ふ諱言と成れハ出雲人の人に諱る廣言と為る事なれども然る浅ましき事を以て神の御名に称奉らむ事ハ有まじくなむ又記傳にハ美都奈と訓べし美ハ御なり繫名坂ハ都奈佐加と訓べし云々と有れども言の意を得られざるなり八島篠下に篠小竹也此云ニ斯奴と有ハ和名抄竹類に篠和名志乃一云佐々俗用ニ小竹二字一謂ニ之佐々一細細竹也と有が如く一字両訓に亘る故に佐々と訓む事も有なむかと心遣して殊に斯奴と訓べきを註したるなり備上十二丁に註せるが如

○此大神の国土を経営坐し初ハ外蕃諸国ハ未形なりける程なりし有ければ抽出て此

く古事記に八島士奴美神と有ハ八島知主身神と申す義なるを此にハ其身の言を略きて八島知主神の義なり下に八島野と有ハ八島主神の義なり次なる八島手命の手ハ造の言にて此(其)一のと同じからず若て清之湯山主と申すハ大神の宮敷坐す地を云なり三名狭漏彦ハ其従奉る国神の皆を令侍給へるを云なり八島知篠公大八洲国を知給ふ主神(のと云事)の意にて云意ハ天下万国の皆を総御し給ふ事と成れゝバ大国主神と申奉るに等しき御名になむ度〻せ給へりける此大国主(の)神ハしも天下万国を拠給へる大神に坐を八島知主と申てハ事の足ハざるが如く己に

国号考にて譬られたるが如く俗に日本一の剛の者と云て云意ハ天下第一の壮士と云ふ意味なるに同しく小をもて大に及べる古の文法なるにて天壌と無窮き事に千秋乃五百秋など云に同じ格なる事なりけ○一云を常の一書曰(アルフミニイハク)と其訓を同しく為る事ハ金澤本に上なる號清之湯山主三名狭漏彦八嶋篠と云迄を一段として其所に終め此ハ更に一書曰と書出して右とハ全く別條の趣なるが床しくて件々を諸書に徴して解分け讀見るに實に其傳(への)ハ異なるを同神名の近く陳りて出たるうらら自然に或云とも云べき所の如く見ゆるをも以て誰々其二を混かして合する時に一云て換たる者となむ見えたりける今も

其本の如く別行に立て上より一書曰と書下さ將欲しく思ふ事なれども皇典の上を容易く改めむ事ハ甚可畏くし有けれバ猶本の任にして其訓を換つるのミなり〔今かも〕右と同じ本の出たらむにハ憚る事無く改めて後人の惑を解てむかし其ハ何ぞなろハ此傳を二條に立る時ハ上の方ハ正書の旨と全く同じく素戔鳴大神と奇稲田姫命と二柱の生坐る御子ハ唯此八島篠神にして即其大己貴神に當りて古語拾遺及地神本紀の傳に合て實に正しき古説なり下の方ハ其とハ別にて其八島手命五世孫即大国主神と云一傳なるを上に八島篠神の出たる因に其並て書されたるのミ有けれ此を一云として一條に為る事ハ恐ろくハ後人の所為にて撰者の御心にハ非る可くなむ所思えたる能く事情を察るむ可し○清之繋名坂ハ口訣に繋名坂湯山也と云り實に然る事なり其清之湯山と云ハ即大原郡海潮郷須我山なる事上十七丁に委しく注るが如し偖此繋名坂と云ハ彼正書に然後行覓將婚之處遂到出雲之清地焉乃言曰吾心清清之於彼處建宮と有が如く素戔鳴大神の吾心清がしと詔給へるに始りて清地此云素鵝と云ふ地名起り又其后神と共住せ御在し坐む宮殿を建させ御在し坐て其御名に取て稲田宮と云ふ名此に出来り又此御時の故略古事記にハ殊に委しく出て茲大神初作須賀宮之時自其地雲立騰尓作御歌其歌曰夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻碁微尓

夜幣賀岐都久流曽能夜幣賀岐袁と有る此即謂ゆる
八雲神詠なり斯るに其風土記に所以号出雲者八束
水臣津野命詔八雲立(之)詔故云八雲立出雲と有る其
八束水臣津命と申すハ即素戔嗚大神の御事にして
八雲立之詔と云るなむ右の八雲神詠の事にし有け
れバ出雲と云る国号の起りも此清地より出来れる
事なるを以て其地を繋名坂と云て繋名とハ名を負
する事を云ふなり有ける万葉二（三十二丁）明日香皇女木瓱
殯宮之時歌（の結句）に音耳母名耳毛不絶天地之弥遠長久思
将往御名尓懸世流明日香河及萬代早布屋師吾王乃

形見何此焉と有ハ明日香皇女之御名に負坐る事を
御名尓懸世流と詠るなり三（二十一丁）(小)舟比真人笠麻呂
往紀伊国超勢能山時歌に拷領巾乃懸巻欲寸妹名乎
此勢能山尓懸者奈何将有（一云可倍波伊香尓安良年）と有ハ(妹)妖
山と負来にし山名を易て妹山と負さバ如何有むと
なり次なる春日蔵首老即和歌に宜奈倍吾背乃君之
負来尓之此勢能山乎妹者不喚と有ハ吾妖君が名を
懸たる妖山を妹山とハ称ドとなり此にて名を懸る
と云て名に負る義なるを暁る可なり又十二（九丁）に妹
登曰者無禮恐然為蟹懸巻欲言尓有鴨なれども所見た

二義は

二私記に鬚名加久奈と注せるに心着ざる者なり

御

り然るを白井宗因説に社家注進云此處未ニ分明一と云
り別に鬚名坂と云地名は泳るにて体より御父大
神の古心清々之と詔ひ稲田宮主神の名を賜ひ又は
雲立の御詠謌の御事御在し坐けるに因て国名と成
れるなどの甚じかりし御事共の有つるを以て然称
たる者と云事に心著ずては得知まじき事になむ有
ける又記傳九巻五十一丁に三名は美都奈と訓べし△
御なり猪鬚名坂は都奈佐加と訓でし鬚字は都奈具
の訓を取れるなり斯れば彼美都奈佐の御を略ける
にて同名なり坂を上古は佐との云れば狭△坂
なり此神名共舊き訓も説も誤れりと云れたれども△
大人は古事記の方に力を盡されて此には未其考の
然も及ばれざりし者なりけり　軽彦を通證に称ニ軽捷之勇一之有は實
に然り仁徳天皇五十三年御説に有ニ強力者一曰ニ百衝軽(カルク)
捷猛幹(トクタケルツヨシ)之有る是なり又此軽(カル)と速(ハヤ)と言相近かり其は
應神天皇五年御紀に科ニ伊豆国一令ニ造レ船長十丈船既成

二見え履仲天皇六年御紀に鷲住王為人強力軽捷由是獨馳越八尋屋而遊行とも

成之試浮ニ于海一便軽泛疾行如レ馳故名ニ其船一曰ニ枯野一と有
る枯野借字にて軽(カル)往(ヌ)なる可からむを播磨風土記に
駒手御井者難波高津宮天皇之御世楠生ニ於井一(中略)仍伐
ニ其楠一造レ舟其迅如レ飛一檝去ニ越七浪一仍号ニ速鳥一(下略)と有て
軽泛疾行如レ馳と云ひ其迅如レ飛と云を以て枯野と云
ひ速鳥と号たるを以て其意味の共に異ならざるを
思ひて御父大神の御名の上に建速とも神速とも速
とも冠らせて称奉る事を思へば此八島手命にも八
千矛神々御名に負坐て武く雄々しく御在し坐す謂
を以て軽彦と負せ奉りて速彦と申す義をも包たる

御事なむ知らる可かりける其ハ古事記八田間大室段に遂望呼謂大穴牟遲神曰其汝所持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追撥河之瀬而意禮為大国主神中略而居是奴也故持其大刀弓追避其八十神之時毎坂御尾追伏毎河瀬追撥而始作国也と有が如く此大国主神の此より天下に勝れさせ給へる御稜威ハしも即其御父大神の健く速き御霊を添給ふ所なる是なり此大国主神の八十神を退治させ給る御興言に夫葦原中国本自荒芒至及磐石草木咸能強暴然吾已摧伏莫不和順之有も毒武勇の勝れさせ御在しが故なるにて實に輕く捷く猛く幹しかりし御稜威の御在し坐るを以てなり輕彦と称奉れる

なむ少縁の事八島手命ハ口訣に八島手八島造之言にハ非りける〇なり若と云に實に然る言にして此手ハ崇神天皇七年御紀に物部八十手所作祭神之物と有る手にて其八十手ハ供作(モノツク)る數多の氏々の人を手と云るにて工を多久美と云し寸伎を毘登と云ふ笑も氏も此に同じく手(テ)にて即造る事を云なり今一例を示さむにハ御紀に膳夫又供膳又内膳なぞの字を加志波傳と訓る加志波ハ古に葉盤(ヒラデ)を多く用ひたるに起りて御饌の称と成れり然して其氏ハ手にて御食物を料理(ツク)る謂ある事者の例共に准らへて知べし職員令内膳司に典膳六人掌造供膳

下略膳部四十人掌造御食と有る造字に見合せて其義
を暁る可くなむ有ける此を以て口訣に八島手八島
造之言と云説の動くまじきを知に足れり此第六ノ一
書に大国主神亦號国作大己貴命と有て夫大己貴命
與少彦名命戮力一心経営天下中略其後少彦名命中略至
常世郷矣自後国中所未成者大己貴神獨能巡造下略と
所見たり此文に據る時は八島造と云説の強なるに
は非ずして實に此御名の大己貴神の御名事にて渡ら
せ給へる御事愈以て明らかなる者になむ此を以て
神を此八島手命の五世孫と云事は愈立ずなむ有け
る口訣には時々に斷る名説の有を古学起りてより

以来云にも足ぬ物と思下して敢
も見ざる人の多在は如何にぞや△〇清之湯山主三名
狭漏彦八島野神は上に已に出たると同名にて唯八
島篠の斷を略き奴と云て即八島主の義なり若て其
八島主は大国主の義なる事右に引る證徴共を見て
暁る可くなむ有ける偖此清之湯山主の義は上十五丁
に説注せる如く須我山に稲田宮を此大己貴神の敷
坐る由なるが又此因に縁て天下に在ゆる温泉は
しも即此大神の所知看せさせ御在し坐す御事とな
む所見たりける先此湯山なる温泉は鹽湯とこそ所
見たりけれ其は右に引る風土記に大原郡海潮郷中略

△猶彦火火出見尊を古事記に日子穂々手見命と作り又安寧天皇を磯城津彦玉手看天皇と申奉る手も右に同じ由傳卅一巻に注せるを合せ考ふべし

○下野国那須郡温泉神社式社考ニ大己貴命少彦名命也と云り又健武山神社坐此を素戔嗚尊ニ御在し坐ふ考ふ可し 又

▽續後記ニ承和四年三月戊申陸奥国言玉造塞温泉石神雷響振動晝夜不止温泉流河其色如漿山焼谷塞石崩木折更作新沼沸聲如雷如此奇恠不可勝計仍仰国司鎭謝災異と見ゆ

△伊豆風土記ニ伊津神湯と云も有て

北方出雲海潮押上漂御祖之神此海潮至故云得鹽之
有て下ニ東北須我小川之湯淵村有温泉同川上毛間
村川中温泉出と有て二所の温泉有る是なり 又同記
ニ意宇郡忌部神戸川邊出湯自古至今無不得験故俗
曰神湯と見え神名式ニ意宇郡玉作湯神社同社坐韓
国伊太氐神社有り然れバ此ニハ此大己貴神と慕兄
十猛命と共ニ御在し坐なるによりり同式ニ陸奥国
玉造郡温泉神社温泉石神社有る其ニ並以て色麻郡
伊達神社名神と有も相似たる事なり故有る事なる可
し此玉造郡大ニ二社並でる一の石神社ハ少彦名命ニ
しる可くや 偖右の神湯と云ハ其験神の如くなるを

△此事と温泉神を薬師神と云べきを字音ニ唱へて彼胡神と思違へるとハ

▽又出雲風土記ニ仁多郡ニ通ふ飯石郡堺漆仁川邊廿八里即川邊有湯藥浴之則身体穆平濯則万病消除男女老少晝夜不息駱驛往来無不得驗故俗人号云藥湯也と有なれとも元より此大神の始給へるなる事なれども更なり

以て云称なるを但島国城崎湯なとを始として増国
の温泉ニ右の神湯を音便ニ加字鵠由と唱なるより
出来れる事と見えて鵠湯と云物有り其説ニ鵠の足
を悩みたるが沐浴して癒けるを見て人皆其湯の験
有を知初たる趣ニ云て何處なるも同し然れバ其鵠
湯と号けたるなむ神湯と聞ゆれバ心を著て其由来
を求む可 又摂津風土記ニ有馬郡有鹽之原山此近邊
りける 一本此三字作山間 有鹽湯因以為名又有久年知川因山為名山
本名功地山昔難波長樂豊前宮御宇天皇世為車駕幸
湯泉作行宮於湯泉之千時採村木於久年知山其材木
美麗於是勅云此山有功之山因号功地山俗人称謂曰
久年知山又曰始得見鹽湯等云云土人云不知時世之
号名但知島大臣時耳と有る趣ニていは孝徳天皇御世

○下野国那須郡温泉神社式社考に大己貴命少彦名命也と云り又健武山神社坐此を素戔嗚尊に坐しとあり可し

○續後紀に承和四年三月戊申陸奥国言玉造塞温泉石神雷響振動晝夜不止温泉流河其色如漿加以焼谷塞石崩折更作新沼沸声如雷如此奇恠不可勝計仍仰国司鎮謝災異と見ゆ

○伊豆風土記に伊津神湯とも有て

北方出雲海潮押上漂御祖之神此海潮至故云得鹽之有て下に東北須我に川之湯淵村有温泉同川上毛間村川中温泉出と有て二所の温泉有る是なり　又同記に意宇郡忌部神戸川邊出湯自古至今無不得験故俗曰神湯と見え神名式に意宇郡玉作湯神社同社坐韓国伊太氐神社有り然れバ此にハ其大己貴神を兼て五十猛命をも共に御在し坐なるにこそ同式に陸奥国玉造郡温泉神社温泉石神社有る其に並以て色麻郡伊達神社名神大とも有も相似たる事なり故有る事なる可し此玉造郡に二社並でる一の石神社ハ少彦名命にまる可くや偖右の神湯と云ハ其験神の如くなるを

○此事を温泉神を薬師神と云べきも字音に唱へて彼胡神と思違へるにハ

○又出雲風土記に仁多郡漆仁川邊郡家正東廿八里即川邊有薬湯一浴則身体穆平再濯則万病消除男女老少晝夜不息駱驛往来無不得験故俗人号云薬湯也と有なるも湯元より此大神の始給へるなる事云も更なり

以て云称なるを但島国城崎湯なとを始として諸国の温泉に右の神湯を音便に加字然由と唱ふるより出来れる事と見えて鵠湯と云物有り其説に鵠の足を悩みたるが沐浴して癒けるを見て人皆其湯の験有を知初たる趣に云て何家なるも同し然れバ其鵠湯と号けたるなむ神湯と聞ゆれバ心を著て其由来を求む可りける　又摂津風土記に有馬郡有鹽之原山此近邊有鹽湯因以為名又有久年知川因山為名山（一本此三字作山間）本名功地山昔難波長樂豐前宮御宇天皇世為車駕幸湯泉作行宮於湯泉之于時採村木於久年知山其材木美麗於是勅云此山有功之山因号功地山俗人弥誤曰久年知山又曰始得見鹽湯等云云上人云不知時世之号名但知島大臣時耳と有る趣にてハ孝徳天皇御世

風土記ニハ有馬郡温泉ハ顕宗天皇三年丙寅一夜而出温泉而テ来治病者浴此池其功如遊神境と見ゆ

△有馬の湯に忍ひて行幸ありける御供に侍りけるに湯の明神をハ三輪明神と申すと聞て侍る

に其靈湯を見得たる如くなれども此は御紀に二年冬十月甲寅朔甲子天皇幸有間温湯と有る時の事にて其先にも舒明天皇御紀に三年秋九月丁巳朔乙亥幸于攝津国有馬温湯同十年冬十月幸有間温湯宮と見えたれバ其孝德天皇の御世頃より其驗有る事を世に弘く知初たりと云意なる可し神名式に攝津国有馬郡有馬神社温泉神社大月次新嘗神社本記に湯泉有馬清湯山主命大己貴命御事と見え親長記にハ湯山明神三輪明神也と有り又千載集に資賢希らしく御幸を三輪の神なるらバ驗有馬の出湯なる可しとも有て三輪

神ハ大己貴神の和魂大物主神に渡らせ給へれども舊くより此にハ温泉神を祀祭れると見えて色葉字類抄に温泉三和社舊記云大神温泉鹿舌三像大明神者是一体分神也故名号三和社崇神天皇七年御宇之時七年始被定置神戸載天慶八年文暦帳夫大明神者鎮護国家為利益云々古老云此湯明神者中略温泉底有石佛中略兼德年中雷雨洪水以後不奉見尊容下略と見えたり此石佛と云る佛を若くハ像字を誤れるなるらむ事右に三像大明神と有を以知べきなり其鹿舌神ハ攝陽群談に鹿舌神ハ有馬郡香下村羽束山香下寺の

○又神名式ニ伊勢国壱志郡射山神社ハ八雲御抄ニ之枕字紙ニ諭ゆる三栗湯の神ニて御在坐て所祭大己貴命少彦名命ニ[illegible]らせ給ふ由傳也百九十ニ丁ニ委し注せしが也し又

本尊ニて救世観音の垂跡少彦名命也」とあれば所祭
其三輪神ニ温泉神大己貴命出雲鹿舌神少彦名命を合せて三座
なるなり傳九八丁九十ニ同郡有馬神社の御事を注せるニ
考合す可し 摂津志ニ此御社の事を在湯山町祭湯山
主仍称三輪神界内有温泉寺専掌神事堂
安薬師称本地と有り備右ニ引る神社本記ニ清湯山
主命大己貴命御事と有ハ其山を湯山と云ニ就て引
牙たりけるか又ハ然る傳の有けるニか何れニかして
も床しき説なり又出雲の須我山なる温泉の鹽湯亦
りけむて思しきニ此なるも其と同しきニ湯山の名
の共ニ在も奇しき事なり此ニ就て思ふニ神名式ニ
出羽国平鹿郡鹽湯彦神社 ○鎌倉實記三ニ准后親房記
是えたり同神か非るか
引伊豆風土記曰稽温泉玄古天孫未降也大己貴與
少彦名我秋津洲惻民夭折始製禁薬湯泉之術伊津神

△神名式ニ伊豆国賀茂郡伊太底和氣命神社出也青[illegible]

湯又其數而箱根之元湯是也走湯者不然人王四十四
代養老年中開基非寺常出湯一晝夕二度山岸屈中火
焔隆發而出温泉甚焼烈疵沸湯浸身者諸病悉治之所
見たるか上古ニ大己貴命少彦名命二神諸国を経歴
して禁薬と湯泉との術を始めて人民の夭折ニ備給
ふと云事ニて其ハ凡て各国の湯泉ニ亘る事なる中
ニ伊豆神湯又箱根元湯も其一なる由を云て次なる
走湯者不然と云ニ界を立たりし者なり 伊津神湯ハ世ニ名高き
熱海の温泉是なり箱根元湯と云ハ其山中ニて七湯有
る此を云なる可し今も湯本とて有や其を倒叉ニし
て呼来れるなるらむ 走湯 又但馬国二方郡二方温泉之
ハ今も然云ふ所なり△

△和名抄郷名に温泉由と有る是なり又湯口郷とあるも有り今本湯を陽に誤れり

△に入来坐し瀬戸の水門など開き此国を造給ひ其後竹濱に至坐し又二方国に在して顕見蒼生の病を治給ふとして此御湯を開基し給ひ後に朝来郡赤淵宮に休居坐て終に東方三河国に到坐き」

△刀我と砥鹿と一なる石部は石邉に同じきを(曰)風土記に砥鹿神社主田五十三束所祭大物主神也と見え又

云有けり其温泉記に上古大穴持少彦名二神入田道間洲開瀬門経営此洲又至二方国闢此温湯後居潮来郡赤淵宮終向東方三河国と見え又神社考傳と云物にも古天下を作成しし大穴持命少彦名命田道間国に御と有は全く風土記の文なり其處より赤淵宮に御在し坐て東方三河国に渡らせ給ふと有る其事蹟を今彼国に考ふ可き明文無しと雖も今按ふに神名式に但馬国粟鹿郡刀我石部神社赤淵神社見えたるに参河国寶飫郡砥鹿神社所祭一宮記に大己貴命と有り△姓氏録左京神別下又山城国地祇に大物主子久斯比賀多命之

△(曰)又参河国国府神名帳に正五位下砥部天神坐寶飫郡と見え額田郡に砥部村と有る由なり擾て有て思之

後也と云に引合たり又和名抄郡名に但馬国養父(夜不)と見え郷名に養父郡養父と出たるに八名郡に養父村と云も有と云へば大に由有こと云べし偖此二方温泉を今も湯村と云て其湯神を薬師と云るも全く右の二神の御事なるが故なり神名式に二方郡須加神社に上に云る出雲国の須我神社と八一神なるを別神なるとて當国にかく名高き城崎郡なる城崎湯と云有るにて實に奇しき験有て人の知る所なるが其にも神湯(カウノユ)と云を今鵠湯と訛れるが有は右に増ゆる伊津神湯の如く古に二神の製給へる其數なる可き事云も更なり斯るに此二方温泉は養父郡より七美郡を経て因幡に到る街道なるが山中幽僻の地にして人の知る事稀なり今年出雲に到るとて行見たるに所々の石間より熱湯を噴出して甚恐こき

国立公文書館 National Archives of Japan

所ありて所以に其地に井を掘る時は差に熱湯の激り
出る故に掘井さしては一さしても有る事無く河水を塞
て用に充る事あり偖其湯は清湯にして底まで澄渡
れるが湯は二分にて水を八分加ふる事あるが其
にても浴するには甚熱き心ちす其地に大凡物を煮
るに火を用ふる事は少くて何處にても其便利なる
熱湯に浸して煮る事にて
天下に希らしき奇湯なり神名式に伊豫国温泉郡湯
神社伊佐尓波神社和名抄郡名に伊豫国温泉湯之所
見たる是なり其風土記に湯郡大穴持命見悔耻而宿
奈毗古奈命欲活而大分速見湯自下樋持度来以宿奈
毗古奈命而清浴者蹔間有活起居然詠曰真蹔寝哉践
健跡處今在湯中石上也凡湯之貴奇不神世時耳於今
世染疹痾萬生為除病存身要薬也下略と所見たる此文

大己貴命を令活給ふとも少彦名命と令生給ふとも
見えて甚給ふはしきを熟見るに楢度の方にて有け
り其は大穴持命見悔耻而は少彦名命の痒坐けむを
大己貴命の可惜しミ給へるなり然れば宿奈毗古
命欲活而は欲活宿奈毗古那命而の如く心得べし大
分速見湯は和名抄郡名に豊後国大分（於保伊多）速見（波夜美）
之有る是にて海を隔てゝ西なり自下樋持度来は其
元湯を海底より下樋を伏せて取寄せ給ふなり以宿
奈毗古奈命而は以字上に在て大己貴命の為させ給
へる事を示せるなり漬浴者は大己貴命のなり蹔間

遞有ニ治起ニ居ハ少彦名命なり借此大己貴少彦名二神
相共に醫藥湯泉を製始させ給へれども其湯泉の事
ハ已く大己貴命清之湯山主と申して其地の温泉を
試て知給ふが故に此にても其少彦名命を救治し奉
らせ給へる者なりけり此(猶此湯に就たる其)余の事共ハ舒明天皇十一
年御紀ニ幸ニ于伊豫温湯宮ニの傳に注して上を此にハ唯
諸国に在ゆる温湯ハ悉くに此大神の所知看を先にしす御事
を亦名を清之湯山主三名狹漏彦八島篠(一云野)神と申
す因に少云事になむ(又神名式に出雲崗神社有も)思合す可し借予が右の訓ハ
釈紀に引るを通證に再引るを合せて說を成せり
古史成文にハ其を大己貴命の事と為るに就て擅に

○此事書竟て後に或人云く伊豫の温泉ハ豊後国速見郡木綿岳の湯を弘法大師の加持して引来るなりと云るハ古の說傳なるが土人の口傳に遺れるありけり

私に文を改めたるハ
依り難くなむ有けるゝ△ ○此神五世孫大国主神と云ハ
此八島篠神を始祖として(此を除き)其児神より數へて惣てハ
六世孫なる由なり次なる第二ノ一書に然後素戔嗚尊
中略 所生児之六世孫是曰ニ大己貴命と有ハ素戔嗚大神
を始祖として此を除き其兒神八島篠神より數へて
六世孫なれども此の如く其八島篠神より立る時ハ
同じく五世孫なる事已に此巻首に悉しく述るが如
し又第四ノ一書に乃遣ニ五世孫天之葺根神ニ上ニ奉於天ニと
云文に在ハ素戔嗚尊よりハ五世にて此八島篠神よ
りハ四世孫なる事更に論を待ず然りと雖も其大国

主神にしも正しく直に素戔嗚大神の御子に御在し坐て御祖奇稲田姫命の生奉らせ給ふ所にして此に清之湯山主三名狹漏彦八島篠神と有る即其大国主神の亦名にて渡らせ給ふ由條々に上に論定めたる如くなれバ皆がらに共に誤なる事なるも更なり此より以前に在る事を御紀にハ採れずて僅に一書に載せて何世孫とハ記されながら僅に五世孫天之葺根神のミ出たるを以ても當昔已に疑の説有し故なり况て正書にハ唯に大神の御子とし又外祖神等を任にも吾児宮首者と詔給へる。即ち御児大已貴神を指て

○其ハ上にも委しく辨へたる事にて紛らハしき事にてハ非れども素戔嗚大神より唯に御子なると六世孫と云との余り事の違ひある事なるを思切て正書にハ甚書させ給へるに何ぞ甚ある本如の無てやハ有べき其を明らめ正しても御紀にハ力を尽す者にハ有べかりけれ等閑に思ふ可らずなむ

の御事記なりける者なるをや。今古事記の文を抄出て此を辨へても其文に云く八島士奴美神娶大山津見神之女名木花知流比賣生子布波能母遲久奴須奴神と有る八島士奴美神ハ上十二丁に說たるが如く此ハ決く大国主神に御在し坐せバ別に一世かハ立べからざる者なり又木花知流比賣ハ其下に木花之佐久夜毘賣と云御名の出たるに對ひて開と落との意異なれバ別に一神の如くなれども然る忌ハしき本よりの神名ハ有べくも非ず若くハ此天孫降臨章第二一書に故磐長姫大慙而詛之曰「中略」唯弟獨見御故其

生児必如木華之移落と有る其詛言に就て木花開耶
姫命を然云けむ俗説などの有けむが混入たる者と
見ゆれバ決めて真の古傳にハ非る可くなむ（所思之たり）有ける
凡其大山祇神の御女ハ大神の娶給へる神大市比賣
命ハ傳十一（三十五丁）廿三（二百九十九丁）にも注せる如く詳なる
事蹟なむ有るを其を除てハ磐長姫命木花開耶姫命
二神の外ハ思来無くなむ次に布波能母遅久奴須奴
神ハ布波能母遅之久奴須奴と断て心得べし其布波
能母遅ハ古くハ意冨那母遅と有けむを訛れる者に
る可し久奴須奴ハ国之主と云事にて上より續け

△義にて大己貴
神と御在し坐
つるも国土を
領御す主宰
にて渡らせ給ふ
その

て大己貴国領主神と申す御事なる可りらむを終に
其音を傳れるより別神の如く成て剰へに後にハ其
二世に當る世數に混れたる者と所見たり（然混へる所縁無に）
しも非ず其ハ記に其大神の又娶大山津見神之女名
神大市比賣生子大年神次宇迦之御魂神と云事有り
實ハ右の二神ハ大己貴神の庶弟なるを中古に其同
世の如き異説の有に就て然る杜撰ハ終に成れる者
なる可けれバ其混れの端緒此に在べし
此神娶淤迦美神之女名日河比
賣生子深淵之水夜礼花神記傳九（五十六丁）に此淤迦美神
之女と云ハ此神を祠れる社の神霊の現社夫に化て
婦人に娶て生坐る女子なり」と云れたれども其ハ天
孫降臨の後ならハこそ有め未幽顕の相分れざりし

以前に何が然る事の有む（人世より云時には）此も幽彼も幽なれば其顕
身にて娶給へる女神の生給へるなる事云も更なり
（右の）此日河は此に謂ゆる斐川にて記傳九十五丁肥河の下
に肥は地名なり和名抄に出雲国大原郡斐伊神名式
に同郡に斐伊神社も有り（同社坐斐伊波夜比古神社と云）彼国風土記に大原郡斐伊
郷属郡家樋速日子命坐此處故云樋神亀三年改字斐伊と有り
是より河にも名けつるなり」と云れたる此斐川を主
領く神なる可し備古の布波能母遅久奴須美神を大
己貴神と見る時は大神の敷坐す稲田宮は同じ大原
郡にし有ければ其靖之湯山より日河比賣の許に通

住給ひて御子深淵之水夜礼花神をは令生給へりけ
むが傳はり漏て此の三世の數には列なれる者なる
可し備深淵之水夜礼花神と申す深淵は右の斐川の
をさふ彼邊に比布知と云地名の有も斐川の縁（フチ）を云
に準へて思ふ可し水夜礼は水令達（ミツヤレ）にて其斐伊大
河の水理を主ざれる謂にて此は大国主神の国土を
經営らせ御在し坐ける時の御功業を助奉れる御児
神なりつらむを今其傳を失ひたる者なりけらし花
の意は未思得す強て思ふに山にも川にも海にも崎
の出張たるを鼻と云り其事已に傳
十巻二百九十丁に戸橋の下に注ろが如し然れば此
は水を令達るに川の深淵なる所に出埼を築きて水

△記傳に引れたる和名抄郷名に土佐國香美郡深淵布加不知式に同郡深淵神社又和名抄伊豫國新居郡美と云郷名あれど佗國の事にてハ更に由なし

勢を利り行しむる御功を申すあり△ 此神娶天之都度閇知泥神生子淤
美豆奴神と有る是にて四世なれども此神の御事ハ
之に傳十五（二百九十四丁）十八（三十八丁）廿三（二百九十六丁）に注せる事
なれども今も少ろ云むにハ出雲風土記に所以號出
雲者八束水臣津野命詔八雲立語之故云八雲立出雲
と有ハ謂ゆる八雲神詠の御事を申すなれバ八束水
臣津野命と申す即素戔嗚大神の御事なり又出雲郡
伊努郷の下に国引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保
須美比古佐倭氣命と云事有り其神ハ傳十五（二百九十四丁）
十八（三十八丁）に注せる如く此瑞珠盟約章に増ゆる熊野

櫲樟日命亦名熊野大隅命に渡らせ給へれバ其親神
にて御在し坐す事本よりの事なれバ此意美豆努命
なむ素戔嗚大神にて渡らせ給ふ事申すも更なりけ
る又同記に杵築郷中略八束水臣津野命之国引給之後
所造天下大神之宮將奉與諸皇神等參集宮處杵築之
有も其八束水臣津野命と大穴持命とを對云て外に
神を云ざるも素戔嗚大神と大国主神とハ近き御父
子にて渡らせ給ふ一の證なり然れバ此神をして
此大神の四世に置く事甚其謂れ無き事共なり又天
之都度閇知泥神の出自を載ざるも例に遠へれバ疑

に可し若して此於美豆奴神を素戔嗚大神と見る上
は其女祖神は伊弉冊大神こそは御在し坐けれ佗に
何をか求出む決めて誤傳なる事云も更なり此に就
て今考るに此神名の都度閉は本より集會の義にて
知泥は地根(ツチネ)を云事にて此於美豆奴神の御事を出雲
風土記に国引坐神と書して所ㇾ造ニ天下一大神に對はせ
たれば其国引に引来縫ひもて国形を定給へる義以て
称奉れるにて實には淤美豆奴神と同体異名にて即
素戔嗚大神の御事に御在し坐さむも知べからず記傳
には都度閉は集へ知は市か帳に出雲国神門郡智伊
神社風土記には知乃社と有り称は称名なりと云り

たれども猶盡されたりとも思えず　此神娶ニ布怒豆怒神之女名布帝耳
神一生子天之冬衣神と有る是にて五世に當りて第四ノ
一書に五世孫天之葺根神と有に合り然りと雖も傳
廿三（二百七十）に注るが如く神名秘抄に此神を五十猛
命の一名と為るは必受る所有る説と聞えて甚愛た
きを其義を又説見るに冬衣は借字にて殖木主(フユキヌシ)の義
葺根は殖木根(フユキネ)の義なりければ此第四ノ一書に初五十
猛神天降之時多将ニ樹種一而下然不ㇾ殖ニ韓地一盡以持歸遂
始ㇾ自ニ筑紫一凡大八洲国之内莫ㇾ不ニ播殖一而成ニ青山一焉と有
に契合へれば其一神と為る事甚謂れ有る事なり且

此一書の中に其子五十猛神と書し五世孫天之葺根
神と書分て事ハ別なるが如くなれども五十猛神の
御名ハ樹種の事に就て出天之葺根神の御名ハ神劔
の事に依て出たるが正書に素戔嗚尊曰是神劔也吾
何敢私以安乎乃上献於天神也と見え古事記にも故
取此大刀思異物而白上於天照大御神也と有が如く
奇稲田姫命との御妻問より以前に直に奉らせ給へ
るなれバ其五世孫を御使に奉らせ給ふ可き謂れ無
き事なるを古事記の天之冬衣神と同神なる事誰も
著けれバ即五世孫と云事を添たるハ御紀の御撰び

○猶此巻首にも引る神祇譜天圖記に國作大己貴神（神劔）此神者自素戔嗚尊孫子大冬之冬衣神子也と云事有て大己貴神ハ素戔嗚尊孫にして子天之冬衣神子也と云事なり此にても天之冬衣神ハ五世孫に非る事を疑ふ可し古史第七十六段徴に此孫子を比古美古と讀け讀て天之冬衣神を素戔嗚尊の孫になす事を知れりと云て謂ける四世孫とある事を妄に作れる者なり祖天之冬衣神ハ五十猛神なれバ大己貴神にハ疵ゑなり其子と云事本より右て此を思ふ事を再思ふに右の孫子ハ子孫の事にて二字共に因大己貴神に係りて其五世に當る天之冬衣神子也と云るなれバ其も六世孫の傳ゆて有けれバ愈以て取難き事になり若て(異)

御在し坐す頃の加筆にて決めて古意にハ非るなり
然れバ此神を五世孫と云にハ難立きをも其布怒豆怒
神布帝耳神も又異しむ可し偖布怒豆怒と云て語を
成さず若くハ淤美豆奴神を誤りて如此二に傳へた
るか若然も有むにハ天孫降臨章第七ノ一書に勝速日
命兒天大耳尊と云事有る其ハ素戔嗚尊兒天忍穂耳
尊と云事なるが（古の如く）訛れる者となむ思ひけるハ然れ
美豆奴を布怒豆怒と訛り意富美々を布帝美々と訛
りて終にハ女神の名とさへ成せりて者なッめり偖記
傳にハ布怒ハ備後国三次郡に布努郷有り云々と云
れたれども予今年出雲より福山に越ゆとて布野さ
云地に一夜宿りて見たれども更に神代の由有る
神迹とも思えざれバ其説の別に成るに至れり又同

一誤ある事論を待ず

に古事記日代宮段には夜都米佐須伊豆毛と有り又

書に冬衣を明宮段歌に波加勢流多知母登都流藝須恵布由布由紀能須の布由紀を取られたれども如何此神娶刺国大神之女名刺国若比賣生国子大国主神ハ右に謂ゆる天之冬衣神の五十猛命なり上ハ大国主神の御兄に坐れバ其御子と云べき謂れ無く又其五十猛神の后神ハ第五ノ一書に妹大屋津姫命次抓（枛）津姫命と有れバ此の刺国若比賣に更に由無れバ決めて誤傳あるにこそ有らめ若て刺国ハ建国にて大神ハ大之神にハ非ず若比賣の若に對へたる大にて常に崇めて云ふ某大神の例なり佐須と多都と通ふ事ハ此正書なる御歌の夜句茂多菟（伊都毛に）に万葉三四十八丁にハ八雲刺と（出雲と見え）有り又古事記日代宮段歌に佐称泥佐斯佐賀那袁怒迹と有ハ眞嶺立相摸之小野迹と云事なるを佐称佐斯とハ云るなり又戸冨などに多都と云ひ佐須と云ひ等矢などに立とも刺とも云事常なり其を以て刺国の建国なるを知り又此に大神と称奉る許の尊き（大）神ハ誰神か御在し坐む素戔嗚大神にて渡らせ給ふ可き事申奉るも更なり其ハ傳廿三百八十八丁二百九十八丁にも引る欽明天皇十六年御紀百済国王に仰下さるゝ語の終に原夫建邦神者天地割判之代草木言語之時自天降来造立国家之神也と有を鈴屋大人

の素戔嗚大神なる由云れたる實ニ其如く御在し坐
し此の刺国大神ハ建国大神なる時ハ右の建郛神ニ
正しく相叶へれバ此説ニ及べる者なり又其大神ニ
對へて若比賣と申す神ハ決めて大国主神の后神と
成給へる須勢理毘賣命の御事なりけむを其御祖と
ハ傳誤れるなこゝり有けめ如此く悉くニ皆より訂し
見るニ何れも疑を容る可き所のミ有て此より彼彼
より此を按合すれバ素戔嗚大神より大国主神ニ至
る迄中間五世の神名ハ右の二柱神の亦名の漏り訛
りて出たるのミ多在れバ其極ミ盡る所ハ唯一ニ素戔嗚

△御名ハしも国との国主神を摠括りて其君長と御坐し坐る由傳二十九廿ニ委しく註し奉れるが此ニハ其大国主大神と成しせ御在し坐ける其次第を明らめ奉る可し者此大国主神た称奉る御事

大神の御児大国主神ニ御在し坐て六世孫と云説ハ
皆がらニ消失せて終ニ正書の趣なむ甚正しき所を
得たりける 又私ニ改めて四世孫など云ハ殊ニ古書を讀む事の委しからずして一向なる迹り心ニ出来れる者なれバ誰かハ從ハむ但亭が此古事記の六世を悉くニ論らひて削去る事ハも又私ニ似たりと雖も然くざる可し其ハ直ニ其御児と云と六世孫と云と唯二のミなり御児と云説を立る時ハ六世と云を取べからず六世と云を立るニハ御児と云説を廢るニ非れバ説を成す可らざるを以て亭が此擧ハ一家の私言とハ思ハずなむ ○大国主神此ハ天下を經營し
坐て国土を主領き給ふ由の御名なるが故ニ第六之一
書及古事記共ニ大国主神亦名云云と書されて此御
名を以て主と立る事なるニハ深き所以有る者なり

けり正書にハ大己貴神と記されたる此ハ其大神の
御生坐るよりの御名にて惣るに直れるを此大国主
神と申奉るハ御父素戔嗚大神の御事依の御言を載
奉給ひて終に其功業を成就し給へる御名にし有け
れバ其數多御在し坐す御名の中にハ斯許り重く尊
き御名ハ非りけり然ハ有れども其大国主神と御名
に負し給へる迄の御辛苦の程ハ譬へても云む方無
き甚しき御事にてなむ御在し坐ける故今茲に其千
が一も注し奉りて天下に大功を立む人の神習に習
奉る便宜に充むとす古事記に云く故此大国主神之

兄弟八十神坐然皆国者避於大国主神所以避者其八
十神各有欲婚稲羽之八上比賣之心共行稲羽時於大
穴牟遅神負帒為従者率往之有る此始に大国主神之
出たるハ其功成し坐る末に係るが故なり次に大穴（下文に始作国也と有るを照し見る可し）
牟遅神の御名の出たるハ其時の称呼を用ひたるな
り此にて其差異有を知べくなむ有ける偖此大神の
しも正書に所見たるが如く稲田宮を吾宮と為て其
外祖父母神に持傳られさせ御在し坐しかども御父
大神の故有て佗に物為させ給ひし後ハ御祖命と二
柱のミ御在し坐けるからに庶兄弟の神等に甚く恥

しめ戯ばめられさせ給ひて如此く負嚢者(アフクロカツギ)には使は
れさせ給ひけるなりし然れども此御事に依て終に
大国主神としも天下に齋かれさせ御在し坐すに至
れりければ始より大神と成らせ給ふ程の大器にて
渡らせ給へる御事を此にて明らめ奉る可き所にな
む有ける
記傳従者の下に同じき兄弟の中に此神し
且如此戯しき状に從(シタガ)はれ給へる所由は凡
て大なる功業を立むと為人は細事には抱はらぬ
うる中て小人の云任に従ふ者なればなる可し」と云
れたるは然る言なるが本より此大神は天下に大な
る功業を立させ給ふ可き器と見えさせ給へる以て
悉くに忌始に奉りしかゝ斷に事にも及べるを此神
にしても未其を妨く程の御力は未御在し坐ざりし
者とずり所見
たりける
於是到氣多之前時裸菟伏也尓八十神謂

其菟云汝将為者浴此海鹽當風吹而伏高山尾上故其
菟從八十神之教而伏尓其鹽隨乾其身皮悉風見吹拆
故痛苦泣伏者最後之来大穴牟遅神見其菟言何由汝
泣伏菟答言僕在於岐島雖欲度此地無度因故欺海和
迩言吾與汝競欲計族之多小故汝者隨其族在悉率来
自此島至于氣多前皆列伏度尓吾蹈其上走乍讀度於
是知與吾族孰多如此言者見欺而列伏之時吾蹈其上
讀度来今将下地時吾云汝者我見欺言竟即伏最端和
迩捕我悉剥我衣服因此泣患者先行八十神之命以誨
告浴海鹽當風吹伏故為如教者我身悉傷於是（大穴牟遅神）教告其

兎今急往此水門以水洗汝身即取其水門之蒲黄敷散
而輾轉其上者汝身如本膚必差故為如教其身如本也
此稲羽之素兎者也於今者謂兎神也と有る是八十神
の悪を以て亡び此大神の善を以て興給ふ所以にし
て八十神の徒に物の命を断給ふハ国土に主宰と有
べからず此大神の大国主と成給ふ萌先此に在り若
も如此く稚く御在し坐ける程より療病の事に勝れさ
せ給ふ神随なる徳性の御在し坐るが故に後に少彦
名命と相共に天下に大なる恩頼を蒙らしめ給ふ其
基本なるも此に御在し坐し初させ給へりける此第六

△夫大己貴命與少彦名命戮力一心経営天下

一書に復為顕見蒼生及畜産則定其療病之方又為攘
鳥獣昆虫之災異則定其禁厭之法是以百姓至今咸蒙
恩頼と有て天下を経営給へるハ国土人民の為なれ
ハ其民命を重ミし給ひて傍醫事にも及バせ給へる
なり是即此大神の天神より禀賦させ給へる神随の
徳性と云者なり此徳性と云ハ海宮遊行章に謂ゆる海幸彦山幸彦の佐知是なり凡て神
ハ更なり世中に生とし活る人にハ各天稟の徳性を具へたる者少して武事に堪たる人有り農作に長た
る人有り工匠に巧ミなる人有り商賈に秀たる人有り各其神随にして得る所なるを以て佐知とハ云なり
り然れバ此素兎の痛を癒し給へるハ古の畜産の病を療し給ふ所縁とも云ワど云つ可き状なりけり
故其兎白大穴牟遅神此八十神者必不得八上比賣雖

△文ニ成麗壯夫而出遊行と見えて其次

負帝汝命護之於是八上比賣答八十神言吾者不聞汝等之言將嫁大穴牟遅神と有る此ハ其素菟の大己貴神を相し申せるなり次ハ其八上比賣命の夫(ヒコヂ)として其逢奉る可き神を八十神の中より鑒定(ミタテ)て其對を奉られしなり本より八十神ニ恥られ給ひて負囊者(ニ使ハれ給ひ)と成て全く從者の状ニて御在し坐しかバ八十神の如き美麗しき御装束なども無くて如何ニも甚く(ヤツ)窶しき御容(状)ニハ(見憂て御父大神ニ申給へる)御在し坐けめども下ニある須勢理毘賣命の御言ニて甚麗神来と申給へる(程の事ありけれバ性と)以れ天下を造らして大国主神と成らせ給ふ可き御形勢ハ見

奉り知られさせ給ひけむかし 此ハ其中巻伊豆志袁登賣神段ニ故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚於是有二神兄號秋山之下氷壯夫弟名春山之霞壯夫故其兄謂其弟吾雖乞伊豆志袁登賣不得婚汝得此孃子乎答曰易得也云云即其母取布遅葛而一宿之間織縫衣褌及襪沓亦作弓矢令服其衣褌等令取其弓矢遣其孃子之家者云云と有ニ似たる事なるが其妻問ニハ如此く装を成して行く古も今も常なれバ此ニ大穴牟遅神の從者として帒を負給へる事を云て其主と有し八十神の装の善かりけむ事を推量られたり備記傳ニ其菟の白しつる此言の如く果して八上比賣をハ大穴牟遅神の得給へるハ此菟の霊幸ひけるなる可ければ實ニ神なりけりと云れたる然る意味も無ニハ非れども此ハ將来の遠大を未然ニ察云ふ事ニて少縁の由ニハ非ず 故尓八十神怒欲殺大穴牟遅神共議而至伯伎国之手間山本云赤猪在此山故和禮共追下者汝待取若不待取者必將殺汝云而以火

焼似猪大石而轉落尓追下取時即於其石所焼著而死
尓其御祖命哭患而参上于天請神産巣日之命時乃遣
𧏛貝比賣與蛤貝比賣令作活尓𧏛貝比賣岐佐宜集而
蛤貝比賣持水而塗母乳汁者成麗壮夫而出遊行さ有
る此は今まで其大己貴命を従者と為計り賊しめて
率て行しを此に其素菟の言さ云ひ八上比賣命の答
へさ云ひ佗より見る所の此上無きを見て嫉して妬忌
の心を起し終に殺さんと謀略を設けて一度は此にて
殺せ奉れりしなり此に於て御祖奇稲田姫命此を許
へて上天に参り神皇産霊神に白しゝかば二柱の母

ニ文斯る御悩こゝ事
の度々に所在し
坐て放はせさせ
給へるを以て其
療病の術事には
決めて功有る大
神さは成らせ給へ
るなりけらし増此
後に至りて。

神を天降し坐て令作活給へるは天下の大国主神と
成て世中に大功を立給ふ可き神に御在し坐に依てなり今下
に見えたるが如く御父大神の大己貴神に御命を賜
ひて八十神を追伏せ追撥へと詔給へるは天下国土
に害さ成べき神なるを以てなり其反對の道理を此
にて明らむ可し此は神武天皇御紀誅丹敷戸畔時の
文に時神吐毒氣人物皆瘁由是皇軍
不能復振さ有は其瘁たる往にしては崩御す程の御
事にも至る可き所なり此時天照太神武甕雷神をし
て韴霊を天降し奉らせ給ひけるを高倉下命の御取
以て進之于時天皇適寐忽然而寤之曰予何長眠若此乎
尋中毒士卒悉復醒起さ有る此は天神御子に御在し
坐せは格別なる御事にて御在し坐せども其外にも
大功を立て世に起る可き人には一度は生死の界て
へて後には復りて其盛霊を増す事の有は必天上よ

り御霊を降して今作活給ふ事有に依れり於是八十神是且欺率入山而切伏大樹茹矢打立其木令入其中即打離其氷目矢而拷殺也尓亦其御祖命哭乍求者得見即折其木而取出活告其子言汝有此間者遂為八十神所滅乃違遣於木国之大屋毘古神之御所尓八十神覓追臻而矢刺之時自木俣漏逃而去と有る此にて已に殺され給ふ事二度又殺されむと為給ふ事一度なり偖斯る浅ましき雄略を知さゞるには非ンめれども未稚く御在し坐ける程にて其勢の得勝させ給ふまじきに依て知つゝ此にて殺され給へるなる可し此下に至りて御父大神の生大刀生弓矢を拔り奉らせ給ひてよりぞ其御威勢の反様に成て終に八十神をば打亡ぼさせ給へりける偖此大屋毘古命は記傳に五十猛神と一なる可しと云れたる如く則て此も同じ素戔嗚大神の御児にて（大己貴神には御兄なり此は）已に天上にて生坐る（長らせ給へる）神に御在し坐せば左も右も其御所置に任せ奉らせ給ひむとも出し遣給へるにて其御祖命の御心には御父大神の御許に奉らせ給はむと思ふしての御事と所是たり然るを直に指て赴りしめ給はざるは故有る事にて此御子を生給ひて後は其生立を試させ給ふなどにこそ有けるらし大神は已に出雲を去て他に物為させ給へる（れはなり其由）由已に傳廿三巻三百八丁に考へ云るが如し 御祖命告子云

此事に就て其大屋毘古神を稲博書神とし て罪を其本に返す事の如くなる説も有れど此神を御祖命は御父大神の御許に

可参向須佐能男命所坐之根堅洲国必其大神議也故
随詔命而参到須佐之男命之御所者其女須勢理毘賣
出見為目合而相婚還入白其父言甚麗神来尓其大神
出見而告此者謂之葦原色許男即喚入而令寝其蛇室
於是其妻須勢理毘賣命以蛇比礼授其夫云其蛇将咋
以此比礼三挙打撥故如教者蛇自静故平寝出之亦来
日夜者入呉公与蜂室且授呉公蜂之比礼教如先故平
出之と有る御祖命告子云の六字疑ふ可し此ハ大屋
古神の御所ニ已ニ行到らせ給へる後の事なる可け
れバ決めて誤なるにもや有らむと思ゆる又其大神の

御在所を根堅洲国と云ハ誤なる由傳十五三百二十四丁十
六四十六丁廿三三百八丁ニ云り此程ハ未顕国ニ御在し坐し
間の御事なるを例の六世孫と云事ニ引れて其始終
の打合ざるを強て合せたるより出来れる杜撰なめ
り其女須勢理毘賣命と申すハ天照大神と御誓の御
時ニ生出給へる三女神を一柱ニ合せ奉る御名なる
事傳十五二百十丁より始て已ニ注るが如し然れバ大己
貴神とハ御兄弟の如く渡らせ給ふと雖も別なる所
以御在し坐す神ニ坐せバ相婚せ給ひて天孫を助奉
り国土を主領き給ふ可き御幽契なる事も亦已ニ云

△其色許男と云ハ葦原中国ニして並ぶ方無き英武の由なるを以て答給へるなりて此より又甚く年若め奉らせ給へりと雖も此ハ大神ニも大ニ記給へる意以て下ニ思給へる有ニ對へる所ニ愛てり若て其内

り女神ハ此時まで見知給ハぬを大神ハ此を謂之葦原色許男と詔給ひて喚入させ給へるハ其幼稚く御在し坐し間ニ以御許〔外祖父母神〕ニ令傳て久しく見行ハ〔さゞり〕けと雖し依て其稜威の可否を見給ふ御心御在し坐が為なるにて然葦原色許男と御言ニ顕ハして称らせ給ひつるも猶思來無くこそり所思したりけらし蛇室と呉ム呉蜂室とニ入給ひて御父と坐し御子とニ坐なから殺さむと為給ふ事此ニ二度なりき然るニ其御妻須勢理比賣命蛇比礼又呉ム呉蜂比禮と二度共ニ授けて令撥奉らせ給へり此即第六ノ一書ニ為擾鳥獣毘

口又同書ニ大屋毘古神と申すハ書紀御撰段の大綾津日神常り其ハ即大禍津日神ニ當也ニ本国大屋毘古神も又綾隣ニ由有り御名なりとこれたなりと発事なり

虫之災異則定其禁厭之法とも有る禁厭の起原此ニ在り如此く種々の困苦ニ遘給ひつこも亦其事ニ就て大ニ神威を増させ給ひて果して大国主神と成されさせ奉給ふ御事の近く成らせさせ給へるなり有ける記傳ニ御祖命若子と云舊印本延佳本共ニ此六字を脱せり今ハ一本ニ依れり舊事紀にも此事有り云と諸本ニ古の六字無きニ就て師ハ大屋毘古神告曰なと云言有やきなりとも云れきとも云れたる此居翁の説なむ實ニ然る言なる又同書須勢理毘賣命の傳ニ此ハ稜ニ合せ説べき由有り大殺詞ニ根国底之国ニ坐速佐須良比賣と云神持佐須良比失ひ年も有ハ即此比賣神ニて須勢理ハ佐須良比なる可しと云こと云れたれども此ハ己ニ古史徴ニ説有る亞て予委しく明らむる所有て傳八巻九十五丁十巻三百七十一丁ニ注せるが如くなれバ取難かり口亦鳴鏑射入大野之中令採其矢故

入ニ其野一時以レ火廻ニ焼其野一於レ是不レ知レ所レ出之間鼠来云内
者冨良々々外者須夫々々如レ此云故蹈ニ其處一者落隠入
之間火者焼過ニ其鼠咋ニ持其鳴鏑一出来而奉也其矢羽
者其鼠子等皆喫也於是其妻須世理毘賣者持ニ喪具一而
哭来其父大神者思ニ已死訖一出ニ立其野一尓持ニ其矢一以奉レ之
と有る此ニてそ神の殺せ給ハむとも為給ふ事三度ニ
及べりき此ハ殊ニ辛き事ニて大野の中ニ入らしめ矢
を打放ち(て此を拾しめ)其上ニ野火を着て唯焼ニ焼給へりしが
天ニ升り地を潜らバこそ有め如何しても逃る可き
方無き事ニし有けれバ右神ハ已ニ喪具を携へて哭

来坐し御父大神ハ已ニ身亡ぬと所思して出立し御
在し坐けるニ其(故)鼠の助ける可き道を教奉りしニ救
ハれさせ給ひて其矢を奉給へるを其事とハ色ニも
出し給ハ雖ありけめども大神の御心裡ニハ何許り
か悦ハせ御在し坐けむ吾等が子を試す親心ニ准ら
へ申さむハ甚恐(恐)こけれども想像り奉らるゝ事なり
かし。若て先ニふ莬の大神を崇(敬まひ)奉りて八上比賣
を得させ奉るとも云ひ此ニハ鼠の来りて其急を救奉
るとも云ひ其御威霊の世ニ殊ニ勝れさせ給へるが為
ニて次々ニ如此くかゝる御徳ニ就ても愈大国(主)神と

□傳十四十七丁ニ此段の
丸ての意を以思ふ
ニ先古の如く大穴
牟遅神を種々苦し
め給ふハ皆此神を
験給ふ(試)
野火盛ニ燃度りて
既ニ焼着んとする迺稍
彼神の出来り坐ぬ
故ニ如此て既く所
焼て死ぬる物なるを
存心の内ニハ變ずし
く以ぞ知りて思ずし
て其為の終を尋
給ハむとて出立
給ひつゝむとされ
たるハ盤る事なり

申奉る可き程ハ見え初たりけるし若て此大神の頭世に御在し坐し
間ハ蔓鼠と雖も言語して仕奉れるより始て其国作
段あり供奉の中にも名貝久の名有り若て大神の神
事所知看し初て幽と顕と界を異に為るに至りて六
畜の外凡て其死体を見ざる鳥獣虫魚ハ顕明に在ふ
かる幽冥に属る事と成ぬるも亦右の如く次々に大
神に属奉りし縁に因れるなるを人ハ其始終を得し
も知ざりけれこゝり更に其躯の無なりけめ時章入家而喚入八田間大室而
令取其頭之虱故に見其頭者呉公多在於是其妻以牟
久木實與赤土授其夫故咋破其木實含赤土唾出者其
大神以為咋破呉公唾出而於心思愛而寢之有る於心
思愛ハ上に擢之葺原色許男を詔給へるに對是る可き所なり遂るハ此時ハ未
稚く御在し坐けれども本より荒芒びたる国神を和

順へ磐石草木に至る迄も咸能猛暴るを推伏て天下
を理む可き神と大神の豫に所知着ての御事にて然
る大器に御在し坐を以て其御女神の嫁坐る事ハ其
にして猶御試の御事ハ始れりけるなり記傳廿十五十丁
に於心思愛ハ此ハ大穴牟遅神の多在る呉公を少り
も懼れずて咋破給ふと思ひて其勇を愛給ふなり然
れど其ハ御心理に含て色にも出し給ハぬを云事を
慥に知さむ為に於心を云るなり偕上件蛇室呉公
蜂室などに令寝給ひしに事故無く平ぎて出坐し時
も又野を焼廻らしたるに無恙くて矢を持て献給ひ

し時も度毎に御心裡には思愛あがりて其御心を表に顕はし給はぬ故に彼處とには此語を畧きて今終の一事に如此云る古文の妙なる處ありて心を著て味ふ可し 下略 と云れたるは此文の賾を探り幽深き趣を明らめられたる者にて實に鈴屋大人の賜物なりけし此に稍一層其上を云時は始より其時々に御妻神の後より輔相奉らせ給ふ事を争でかは大神の其色にても曉知らせ給はざらむ然れが此に至りては愈其夫妻二柱神相並ばして大国主として顕国に御靈威を幸へさせ給へらむ者と思ほし成らせ給へりけむ

事次に意禮為大国主神亦為宇都志国玉神而其我之女須世理毘賣為嫡妻 下略 と有る御印印可の御語にて著明くなむ有ける此に至て其后神の力を得て大己貴神の御威勢愈以て御盛に御在し坐し成らせ給へる御事を見奉り知べくなむ 記傳即以火廻焼其野於是不知所出の下に此は四面より焼廻らす故に遁出べき方無きなり抑蛇と云ひ呉公蜂と云ひ此事と云ひ種々に苦悩め給ふ所以は彼八十神の如く實に害りむの御心には非ず如此くて此神の勇悍又智恵あるを験給はむとなる可し下文に於心思愛而寢と有にて其意顕れたり云々と殊に此事にも力字入て注されたり思を深めて味はふ可し 尓握其大神之髪其室毎椽結著而五百引石取塞其室戸負其妻須世理毘賣即取持其大神之生大刀與

生弓矢及其天沼琴而逃出之時其天沼琴拂樹而地動
鳴故其所寢大神聞驚而引仆其室然解結縁髮之間遠
逃ハ此にてハ大神ハ於心思愛而寢ゝ有て御心に大
に安く所思す所有て御寢坐る計り弛ミ給ふ所有る
を大己貴神ハしも上件の如く毎度に大に辛苦られ
させ奉給ひ又其后神の御徳をも併せて其御稜威に
む甚勝らせ給ひけれバ今度ハ其及様に大神の御寢
坐る間を伺ひて生太刀生弓矢及天(詔)沼琴を竊に賜
りて逃退坐むと為させ給ひしかども大神の追及て
出坐む事を恐みして種々其防ぎを成し給ひけるに

り其生大刀生弓矢の生ハ足に對へる例のとハ少か
異にて此ハ彼活藥などと云ふ活に等しくして生て活
(其大刀にも弓矢にも神随に)
く如き神徳有を称云なり次に意禮為大国主神と詔
給へる御事依に合せて思ふに指向ひたる八十神ハ
此大刀弓を以て追伏せ追撥ハせ給ふ可く其餘の天
下に在ゆる諸神ハしも坐ながらにして和順ひ奉る
可き此其大刀弓の生活ける神威の壓す所なれバ大
国主神として国土の主宰と御在し坐す所以此に在
(天より傳給へ)
る事なるを思ふ可し又其天沼琴の由縁に属る宝器
(ハ其后神)
なりけれこそ(天ニハ云けめ踊所以)下文に其大刀弓の用を云て琴の事を

△御女の御事に附て殊更には

△し上代には夫婦の結を成すに必女の親の方より聟に琴を與へて其を永く夫婦の中の契と為し事なるぞ有けむ其證にる国援は見えされまとも古妻と云ふ名の有も此故なる可く所思ゆ憑披要

ば詔給はざりけめ記傳十五十四丁に彼黄泉戸段なる度事戸の事を引れたるは疑事なれども今此琴を取持て出給ふは須世理毘賣を妻と為ん表物と為たなる可しと云れたるは実に然る言と所是たり其は下に其我之女須世理毘賣為嫡妻而と詔給へるが如く此女神は天より降坐しより以来大神の御許にて長くるせさせ給へれば此神と御夫婦の御契御在し坐て其御德を合せて大国主神と成給ふ可き所縁の御在し坐が為に先其表物を取て持出給ひ大神は其表物を披る為に本より妻神と成れる御中なるに猶又其

御言を詔らして定奉らせ給へる昔ここりは所思えたれ其古事記の度事戸は此四神出生章第六一書に絶妻之誓此云許等度と注して其は夫婦相分れて別離を立て陰相離るゝ由已に傳十巻百十丁に委しく辨へたるが如し備又記傳に生大刀生弓矢の生は十種神寶に生玉足玉有り神祇官坐八神の中に生魂足魂と申す神有り又生島足島生国足国又出雲神賀詞に生日絲足日尓なども有る生にて皆命長く生る意なり此は執持(り)主の命長く生へき德有る弓矢なりと云れたれども其は持主の方に属て云ふ生にて弓が右に云るは其大刀弓の物に附て云ふなれば此を以て大に意味の差有る事なり 故尓追至黄泉比良坂遙望呼謂大穴牟遅神曰其汝所持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追撥河之瀬而意禮為大国主神亦為宇都志国玉神而其我之女須世理毘賣為嫡妻而於宇迦

能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理於高天原氷椽
多迦斯理而居是奴也と有る此黄泉比良坂ハ傳の誤
なる事上四十六丁ニ云る根堅洲國の所ニ其辨有が如し
遥望呼謂大穴牟遅神曰云云と有ニて今迄ハ大神の
御心ニ會させ御在し坐て萬ニ強面く持成させ給へ
りしかども此ニ至りて其御本心の御程ハ顕れさせ
給へり其ハ此正書ニ生児大己貴命因勅之曰吾児宮
首者即脚摩乳手摩乳也故賜号於二神曰稲田宮主神
と有ハ本より其珍子として愛くしミ奉らせ給ふが
故ニ其傳(カミツギ)の神を奉らせ給へるなるを此ニ至りてハ

其ミハ格別なる御持成ニて其長(ヒトナリ)りを試させ給ふと
ハ申ながら剰ニ将殺と為させ給ふ事此ニ三度ニ及
バせ給へる是其最愛くしミ所思して如何にもして
大国主神と成し奉らせ給ハ将欲しく所思すからの
御事ニて渡らせ給ふが故なり然るを大国巳貴命の
一一ニ其事ニ堪て然計り厳しく物為給ふ八田間大
室より出させ給ひ大神の豫て授奉る可く物為させ
給へる生大刀生弓矢及天沼琴を携へし其妻神を携
へて出させ給へるからニ愈大神の御心ニ愛しく所
思して終ニ其御事依ハ御在し坐けるニなむ有ける

偖又事を成す始に生先夫婦相嫁ぐ例ハ二柱御祖神
に始り素戔嗚大神の奇稲田姫命に成り又宮殿を営
造る事ハ彼八尋殿稲田宮の故事を立て甚如く物為
給ふ可く事任し給へるにて即大国主神と成給ふ可
き儀容(ヨソホヒ)を示し給へる御事なり偖此に為二大国主神一亦
為二宇都志国玉神一ハ記傳十五十八丁に此二名ハ此處にて
ハ未此神の御名にハ非ず然る神と為れぞ詔ふなり
偖後終(遂)に切業を成して此詔の如くに為給へる故に
御名とハ成れるなり」と云れたるが如くにて俗に天
下の主と成れ国土に徳澤を布く者と成れよと云意な

り〔傳廿九九十三丁又九十四丁下に注し奉るを合せ見るべし〕偖其
宇迦能山本宮ハ風土記に出雲御崎山郡家正北二
十七里三百六十歩高三百六十丈周九十六里一百六
十五歩西下所レ造二天下一大神之社坐也と有る是にて謂
ゆる日御前なる事傳廿三三百十二丁に注り此時までの
御在所ハ彼清地なる稲田宮なりしを此處に移して
天下を主領き坐せとなり是奴也ハ記傳に上に意禮
と詔ひ此に如此詔へる共に裡にハ甚く賞美(ホメ)たる御
心以て殊更に表に賤しめ詈給ふなり今世にも然る
事多きを思合せて其味を知れ」と云れたるが如く御
愛くしミの餘りに深く御在し坐が為に態と强面き

此に會釋ハせ奉給へるなり但此宇迦宮を今出雲人ハ杵築大社の事なり其證にハ謂ゆる其八雲山の與に口宇加與宇加と云地名の有を引く事なれども凡て其山續きハ風土記に云る宇賀郷にし有けれバ然る地名も何ぞてらハ無ならざらむ然りとて杵築(神)大社ハ国避の御時に其御宮を鎮奉る為に仕奉れる天日隅宮にして現御身にて住せ給へるにハ非る事天孫降臨章に見えたるが如し然れバ土人の傳ふる所ハ漫りに信あひ難き者になむ

故持其大刀弓追避其八十神之時毎坂御尾追伏毎河瀬追撥而始作国也と有る此時其大刀弓ハ彼八十神ハしも大巳貴神の御為にハ甚しき御敵と有り然れども一にハ共に大神の御子と坐し一にハ共に御兄弟にて坐せバ私に討取べからず御父大神の御許を受奉らせ給へるに非ずてハ行かせ給ひ難き御事なるを右に生大刀生弓矢を賜ふ由の御命かしも軍防令に謂ゆる征伐の時に當りて將師の人に節刀を賜ふと同じ意味なる事なるに又右に汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追撥河之瀬と有ハ其兵略を大神の示教させ給へる所なり故此も其如く物為させ給ひける故に其御勢の殊に勝れさせ御在し坐て遂に打勝せさせ給へるなり其間の御事ハ大凡ハ已に傳廿三二百三十一丁に云るを思合す可し始作国也ハ此大八洲国ハしも二柱御祖神の生成し給ふ所にして御父大神の彼国始引坐神と坐て縫已

ハし坐るを此大己貴神の更に作給ひ後にハ少彦名神と共第廿の
我の国の八十国島の八十島をも巡造らせ給へりけ
れバ大国主と申奉るなむ天下千萬国の大國主神に
ハ渡らせ給へりける此始に故此大国主神之兄弟八
十神坐然皆国者避於大国主神と有が如く本より此
大八洲国を主領き居たりし八十神の国を避奉れる
上ハ主張て此国土の主宰と坐ハ此大神に渡らせ給
へる故に已に註せる如く此一書に八島篠神と申す
ハ八島知主神と云事なり八島手命と申すハ八島造命と申す云
義なり八島野命と申すハ八島主命と云言なり又彼

記に謂ゆる八島士奴美神ハ八島知主身神と申すに
異ならざれバ此に大国主神と申す意味に共に等し
き者なりけり然れバ此大国主神と申奉れるハ右に
始作国也と有より後の御事になむ渡らせ給へりけ
る
然れバ此大国主神と申奉る御名の意ハ右に引る
古事記の文の章句を逐以他書に徴して説明らめ
奉るに非ずしてハ得知るまじき事になむ有けれバ
唯其字の如く大国を主領き坐す義とのみ容易く思
ふ可らず上件に云るが如く
此ハ甚く深致有る事なりけり

安政五年十二月十七日始之自同廿三日至廿九日成

明治七年七月十九日校合

国立公文書館
National Archives of Japan